

1. 学習指針

第6学年に担当されている選択実習科目は、第5学年で学んだ知識の土台があって初めて理解できる。

- (1) 選択実習で学びながら、常にその疾患の表面的な知識のみでなく、その基にある解剖病理、病態生理等までさかのぼって勉強する習慣を身につけてほしい。常に診断学及び各論、器官系別総合、基礎医学総論のノート、教科書等を読み返して、根本からその疾患を理解しておくことが重要である。
- (2) 各科の選択実習期間中に実際にみることのできる疾患は限られている。実際にみられた疾患のみを勉強することで、こと足れりとしてはならない。選択実習でまわった科に関連した疾患については、その期間内にすべてマスターしつくしてしまう位の日常の努力が不可欠である。
- (3) 選択実習では、患者さんの持つ悩みを理解し、医師と疾患との接触という技術的なもののみでなく、医師と病気を持った患者さんとの人と人との“ふれあい”が医療の原点であることを学びとって欲しい。
- (4) 選択実習を通して、病院における医療というものは、いかに多職種のメディカルスタッフのチームワークの上に成り立っているかを学んで欲しい。

2. 試験と卒業

- (1) 各期間異なる実習科目を履修することとし、選択実習試験は科ごとに実習期間内に行う。不合格者及び実習欠席にて受験資格のなかった者は、再実習期間後に、追試験又は再試験を行う。
- (2) 選択実習本試験の結果、不合格者及び実習欠席により追・再実習を行う者は、予め決められた期間（追・再実習期間）に、実習及び追・再試験を受けることとする。原則として、同一年度内同一科目1回限りとする。追・再実習期間は、8日間から10日間とする。
追・再試験科目数が実習期間を上回る場合は、実習を受けられないので、予め注意しておくこと。
なお、学外実習で不合格となった場合は、教育委員会の指示に従うものとする。
- (3) 追試験及び再試験の成績は下記の通り扱う。
追試験：79点を上限とする。
再試験：69点を上限とする。
- (4) 第5学年時の不合格科目を有している者は、第6学年の再実習期間に再履修しなければならない。
なお、再履修科目の再実習は実施しない。
- (5) OSCEは教育委員会で評価点を算出する。
- (6) 総合試験は2回行い、1回目の試験点数と2回目の試験点数を2倍したものの合計で卒業判定を行う。
- (7) 卒業要件は、進級・卒業・留年規程を参照すること。卒業判定保留者は、総合試験再試験で卒業又は留年を決定する。判定時、「留年」の者には再試験は行わない。

3. 臨床実習の際の心得

基本的事項

- (1) 苦痛や悩みを抱いて入院している患者さんにとっては、学生に診察される事は決して快い事ではない。常に学ばせていただいているという感謝の気持ちと暖かい思いやりを持って接して欲しい。
- (2) “患者さま中心の医療”が、北里大学病院の基本理念である。医師、看護師、医療技術者、その他多くのコメディカルの職種の職員全員が素晴らしいチームワークを行って本院の診療が成り立っている。学生は、医師からのみ指導を受けるのではなく、この医療チームの中で医療の実習を受けているのだということを常に認識してほしい。学生諸君は以上の基本理念を実行するために、以下の

具体的注意事項にあげてあることを厳守されたい。

具体的注意事項

(1) 服装・身だしなみ

- ①大学で指定したユニフォームを上下着用すること。(原則としてユニフォーム以外のものの着用は厳禁であるが、紺、黒、のスラックス—センタープレスのあるもの—は可) ※男子学生は、ウエストできちんとベルトをし、いわゆる『腰ばき』は厳禁である。
- ②ユニフォームは常時清潔なものを着用し、見やすい場所にネームタグ (Studnet Doctor 証) をつけること。
- ③靴は白又は白に近いスニーカーを履くこと。
- ④病棟・外来をまわる際、ユニフォームの上に羽織る上着は、大学指定のもの以外は着用しないこと。
- ⑤ひげはきちんと剃り、においの強い化粧品や整髪料はつけないこと。清潔感のある髪型とすること。
- ⑥化粧は節度のあるものとし、アクセサリはつけない。
- ⑦爪は短く切り、ネイルアートやマニキュアはしない。

(2) 個人情報の取扱い・患者さんとの対応

- ①患者さんの診療に用いられている資料は病棟外に持ち出してはならない。例外として、指導教員の指示によってカンファレンス等に使用する場合には必ず病棟クランクに患者名、資料の種類、持ち出し先を明らかにしておくこと。
- ②診療上知り得た患者さんに関する情報は決して他人に漏らしてはならない。学生同士が廊下、エレベーター、バス、電車の中等、公共の場所で患者さんについて話をする事、SNS などに投稿することは禁止する。
- ③作成した資料 (学生用カルテ等) の取扱いに注意し、廃棄時にはシュレッダーを利用すること。
- ④患者さんを診察するときには必ず挨拶をすること。(例: おはようございます、いかがですか、お大事に等)
- ⑤患者さんの前で、診察所見、検査所見、治療等について学生間で討論しないこと。患者さんを不安にさせる不注意な発言はしないこと。
- ⑥たとえ患者さんから聞かれても、診断、治療、予後、その他診療に関する事は一切説明しないこと。聞かれた場合には、“説明は受け持ちの先生から聞いてください” と丁重に断ること。

(3) 電子カルテの扱いについて

- ①電子カルテ上、診療録と実習記録は区分けされている。各自割り当てられた自分の ID とパスワードにてログインし、操作を中断、終了するときには必ずログオフをすること。
- ②自分のパスワードを他人に漏らさないこと。
- ③実習記録は本人記分のみの印刷となる。患者氏名、生年月日等をメモしたり、電子媒体に記録したりしてはならない。印刷や画面の撮影も禁止とする。
- ④USB、スマートフォン、個人の PC などに患者個人情報を一切入れてはいけない。

(4) マナー

- ①エレベーター、廊下、エスカレーター等は常に患者、患者家族、医療従事者優先である。エレベーター等に自分が先に乗っていても、進んで譲ること。正面玄関奥のシースルーのエレベーターは、患者の付き添い時などを除き、学生の使用禁止とする
- ②病棟内の飲食は厳禁とする。

- ③携帯電話，スマートフォンなどは持ち歩かないこと。
- ④ユニフォーム着用のままキャンパス外に出ることは厳禁とする。

(5)欠席する場合

やむを得ず実習を欠席する際は、必ず教務課および各科の教育担当の先生に連絡をすること。
後日、欠席届を教務課に提出すること。
体調不良の場合は必ず近医を受診し、診断書も提出すること。
上記すべての注意事項を守らないものは、選択実習不合格になる場合がある。

4. 全国模擬試験の受験について

年7回実施する全ての模擬試験の受験を義務化する。
未受験の場合、総合試験の受験資格を失うこととなるので、注意すること。
いずれの模擬試験においても、自宅受験は認めないこととする。

なお、やむを得ない事情で模擬試験を欠席する場合は、欠席届及び欠席を証明する書類（診断書等）を提出し、正当な事由として認められた場合には、後日、大学が指定した日時での受験（後日受験）を認める。

- ① 4月春プレ模試
- ② 6月第1回統一模試
- ③ 8月夏模試
- ④ 10月第2回統一模試
- ⑤ 11月第3回統一模試
- ⑥ 12月冬模試
- ⑦ 1月第4回統一模試

模擬試験①②を大学が指定した日時及び場所で受験しなかった場合
第1回総合試験の受験資格を失う。

模擬試験③④を大学が指定した日時及び場所で受験しなかった場合
第2回総合試験の受験資格を失う。

以 上